

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構年俸制職員就業規則

平成25年3月18日

規則第4号

最終改正 平成30年3月28日

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 任免（第4条－第9条）
- 第3章 給与（第10条－第12条）
- 第4章 勤務時間、休暇等（第13条－第15条）
- 第5章 期間の定めのない雇用への転換（第16条－第18条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項の規定に基づき、雇用の期間を定め、年俸により雇用する者（以下「年俸制職員」という。）の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、主に事務及び技術に従事する常勤の年俸制職員に適用する。

（他の規則の準用）

第3条 年俸制職員の就業に関する事項については、第2章以下の規定及び別に定めるところによるほかは、職員就業規則（第10条、第11条、第12条第3項、第19条、第21条、第22条、第41条の2、第41条の3及び第59条を除く。）の規定を準用する。

第2章 任免

（採用）

第4条 機構長は、年俸制職員の採用に際しては、選考により行う。

- 2 採用の基準等については、別に定める独立行政法人大学改革支援・学位授与機構事務系職員採用に関する規則（平成16年規則第51号）第3条（第3項ただし書きの規定を除く。）及び第5条の規定による。

(契約期間及び契約の更新)

第5条 機構長は、年俸制職員の労働契約の期間（以下「契約期間」という。）について、
1 事業年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の範囲内において個人別に定めるものとする。

2 契約期間満了後は、引き続いて採用しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当しない場合であつて、かつ、機構の業務上、機構長が必要と認める場合には、予算の状況及び当該年俸制職員の人事評価又はその他の能力の実績に基づき、当初の採用日から5年を超えない範囲内で契約を更新することがある。

一 前回の契約更新時に、次の更新をしないことについて合意していた場合

二 担当業務に関連する事業を廃止又は縮小した場合

三 機構の経営状況が悪化した場合

四 勤務実績が不良の場合

五 第8条の規定に基づき休職の期間が定められている者の休職事由が、契約期間を超えても消滅しないことが明らかな場合

六 契約期間中において懲戒処分を受けている場合又は懲戒処分に相当する行為があった場合

七 年齢が65歳に達している場合

八 本人が契約更新を希望していない場合

九 直近の健康診断の結果、業務の遂行に支障がある場合

十 その他前各号に準ずる相当の理由がある場合

4 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は雇入れ日から起算して1年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

(上位職への選考)

第6条 機構長は、選考により、年俸制職員に職制上の上位の職を命ずることができる。

2 前項の選考は、当該年俸制職員の人事評価又はその他の能力の実績に基づいて行う。

(配置換等)

第7条 機構長は、年俸制職員に対し、業務上の必要により配置換又は兼務（この条において「配置換等」という。）を命ずることができる。

2 前項に規定する配置換等を命ぜられた年俸制職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

(休職の期間)

第8条 職員就業規則第14条第1項各号に掲げる事由による休職の期間については、職員就業規則第15条第1項の規定にかかわらず、機構長が定める。ただし、当該期

間は、契約期間を超えないものとする。

(退職)

第9条 年俸制職員は、次の各号の一に該当する場合は、退職とし、年俸制職員としての身分を失う。

- 一 契約期間を満了した場合
- 二 退職を申し出て、機構長から承認された場合
- 三 第5条第3項第5号に該当する場合
- 四 死亡した場合

第3章 給与

(給与)

第10条 年俸制職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、次の各号に定めるものとする。

- 一 通勤手当
- 二 超過勤務手当
- 三 休日給
- 四 夜勤手当

3 基本年俸及び諸手当は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号。以下「職員給与規則」という。）第2条から第10条まで及び第19条並びに第20条の規定を準用し、支払う。

(基本年俸)

第11条 基本年俸は、別表第1の基本年俸表に定める号給により決定し、その12分の1の額を本給月額として支給する。

2 契約期間が1年に満たない場合における基本年俸は、号給により決定される基本年俸を基準として、当該契約期間の月数に応じて決定し、基本年俸を契約期間の月数で按分して得られた額を本給月額として支給する。

3 採用時に適用される基本年俸の基礎となる号給は、別表第2の基準号給表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準号給を適用するものとする。

4 号給は、第6条の規定に基づく上位職への変更又は当該年俸制職員の人事評価、その他の能力の実績に基づき改定することができる。

(諸手当)

第12条 第10条第2項に定める諸手当については、職員給与規則第26条及び第28条から第30条までの規定をそれぞれ準用し、支給する。

第4章 勤務時間、休暇等

(勤務時間、休暇等)

第13条 職員就業規則第39条の規定による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第44号）第17条第1項に定める年次休暇については、同項の表中の第一号又は第二号を適用するものとする。

(育児休業等)

第14条 年俸制職員の育児休業又は育児短時間勤務若しくは育児時間の適用については、職員就業規則第40条の規定を準用する。ただし、次の各号のいずれにも該当する者に限るものとする。

- 一 引き続き雇用された期間が1年以上ある者
- 二 その養育する子が1歳6ヶ月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

(介護休業及び介護時間)

第15条 年俸制職員の介護休業及び介護時間の適用については、職員就業規則第41条の規定を準用する。ただし、次の各号のいずれにも該当する者に限るものとする。

- 一 引き続き雇用された期間が1年以上ある者
- 二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員の介護休業等に関する規則（平成16年規則第59号）第6条第1項に規定する介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日（この号において「93日経過日」という。）から6月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

第5章 期間の定めのない雇用への転換

(期間の定めのない雇用への転換)

第16条 この規則により雇用される期間その他機構における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が5年を超える者が、現に契約している契約期間の満了する日の30日前までに期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

- 2 前項の規定により期間の定めのない雇用となった者については、第5条、第9条第1号の規定は適用しない。

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日)

第17条 前条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は60歳とする。

- 2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- 3 第1項の定年年齢に達した日以後に期間の定めのない雇用となった者の退職の日は、当該期間の定めのない雇用となった日以後の最初の3月31日とする。

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職後の再雇用)

第18条 第16条の規定により期間の定めのない雇用となった者で前条の規定により退職した者については、別に定める独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員再任用規則（平成16年規則第53号）を準用し、再任用職員として採用するものとする。

附 則（平成25年3月18日）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(臨時特例規則の適用)

- 2 施行の日から平成26年3月31日までの間は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の給与の臨時特例に関する規則（平成24年規則第6号。以下「臨時特例規則」という。）を適用する。この場合、臨時特例規則に定める支給減額率については、別表第1の基本年俸表の3号給以下については100分の4.77を、4号給以上については100分の7.77を適用する。

附 則（平成26年3月18日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日（以下「施行日」という。）に雇用更新される年俸制職員で施行日の前日に独立行政法人大学評価・学位授与機構年俸制職員就業規則（平成25年規則第4号）に定める年俸制職員（以下「旧機構年俸制職員」という。）であった者の第5条第3項の適用は、施行日の前日まで旧機構年俸制職員として雇用された期間を通算するものとする。
- 3 旧機構年俸制職員の施行日における年次休暇の日数は、施行日前の年次休暇の残日数とする。

附 則（平成28年12月26日）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1（第 1 1 条関係）

基本年俸表

号給	基本年俸	本給月額
1 1	7,560,000 円	630,000 円
1 0	7,200,000 円	600,000 円
9	6,840,000 円	570,000 円
8	6,480,000 円	540,000 円
7	6,120,000 円	510,000 円
6	5,760,000 円	480,000 円
5	5,400,000 円	450,000 円
4	5,040,000 円	420,000 円
3	4,680,000 円	390,000 円
2	4,320,000 円	360,000 円
1	3,960,000 円	330,000 円

※機構長が特に必要と認めた場合は、基本年俸表に定める基本年俸、本給月額以外の基本年俸、本給月額とすることができる。

別表第 2（第 1 1 条関係）

基準号給表

職位区分	基準号給
課長相当以上	9
課長補佐相当	8
係長相当	4
一般職員相当	1～3